

## ワーキング・グループにおいて検討すべき論点（座長試案）

### 1 行政分野（国家公務員の採用・登用）

- 一般職の国家公務員の採用・登用において、現在のゴール・アンド・タイムテーブル方式をさらに進めて、法令でクォータ制を義務付けることについて、憲法との関係をどう考えるか。
- 女性採用の拡大を図るために、採用試験等において、男女が同点の場合に女性を採用する措置（プラスファクター方式）やその他の特別措置（女性について点数をかさ上げる等の優遇措置や一定期間女性の割合を予め定める等の暫定的措置など）をとることを、平等取扱の原則及び成績主義との関係でどう考えるか。
- 女性の採用に当たって、ゴール・アンド・タイムテーブル方式の進捗を確実にものにするため、各府省が一定の割合の女性を確保できたかどうかによって、例えば次年度における各府省の定数枠を加減するというインセンティブやペナルティを導入することをどのように考えるか。その際、インセンティブやペナルティはどのような内容・程度であれば許容され则认为するか。
- 女性の積極的登用を図るために、女性であるという理由だけで人事評価や昇任・昇格等において女性を優遇することをどのように考えるか。
- 指導的立場にある女性の確保を図るため、例えば選考採用者（任期付採用者、民間企業からの交流採用者を含む。）の採用において、女性だけを対象とすることについて、平等取扱の原則等との関係でどのように考えるか。

### 2 雇用分野

- 企業に対し、法令で取締役や管理職の女性比率についてクォータ制（女性枠）を義務付けることについて、憲法との関係をどう考えるか。
- 公務分野において、女性の指導的地位の登用が進んでいない現状において、民間部門に対してのみ、義務的な措置を課すことをどう考えるか。また、経済活動の自由との関係や企業の国内空洞化を考慮する必要はないか。
- 推奨ルールで企業の取締役に一定の女性枠を導入するとした場合に、どの程度であれば許容されるのか。その際、女性社員の少ない業種や企業規模等の様々な要素がある場合にどのように考慮したらよいか。

### 3 女性の活躍を支援するための事業等（補助金等）

- 女性の活躍を支援するための事業等について、例えば女性だけを対象にして事業を組み立てる（女性のみを支給対象とする）ことと憲法 14 条との関係について、どう考えるか。
- 女性に対する優遇措置を講じることについて議論する際、義務的な補助金と奨励的な補助金といった性質に応じて区分した場合、それぞれに優遇措置を講じることが問題ないか。
- 法令で措置している補助金（法律補助）について、当該法令の目的として女性の活躍の支援等が特に規定されていない場合であっても、男女共同参画社会基本法を根拠として女性に対する優遇措置（例えば女性に対する要件の一部緩和や加算など）を講じることができるか。
- 女性に対する優遇措置を講じる内容として、①女性のみを支給対象とする、②女性に対し支給額を加算すること又は支給要件を緩和する、③同程度の採択基準に該当していれば女性を優先的に採択する等の場合分けした場合、それぞれについてどのように考えるのか。例えば第 3 次男女共同参画基本計画に挙げられている施策について、思い切った女性への優遇措置を暫定的に導入するなど、許容される範囲、基準を示すことはできないか。

### 4 公共調達分野

- 多くの地方公共団体で、競争参加資格設定において男女共同参画等の社会性を評価する項目の設定が行われている一方、国では行われていないことについて、どう整理したらよいか。その際、会計法が要請する公正性や経済性の原則との関係をどのように考えるか。また、公共工事と物品の購入等の競争参加資格設定を区分して検討する必要はないか。
- 男女共同参画の推進を図ることは、企業の成長性を高めることにつながるものと考えれば、現行法令の中で、競争参加資格としての「経営の状況」の一指標として位置付けることはできないか。
- 会計法の適用のない独立行政法人等の発注する事業について、競争参加資格設定や総合評価落札方式における加点の際、男女共同参画等の評価項目を幅広く設定することを要請することについてどう考えるか。

- 総合評価落札方式において、男女共同参画等の評価項目を設定することに品質確保の観点から合理的に説明できる分野が他に考えられないか。例えば、男女共同参画基本計画に位置付けられている施策について、対象を広げることはいできないか。
- 新たに立法措置を講じることが必要であるとする場合に、どのような立法措置が必要となるか。その際、競争参加資格の配慮だけでなく、優先調達の実施まで内容とすることについて、その仕組みも含めてどのように考えるか。また、優先調達を行う「男女共同参画に積極的に取り組む企業」の基準をどのように整理するか。

※（参考）

男女共同参画基本法第2条における「積極的改善措置」は、「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義されており、女性だけでなく、男性も対象としているが、本ワーキング・グループでは、特に女性を対象とした優遇措置を主たる論点として議論を行う。